

昭島市立中学校部活動指導員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市立中学校（以下「中学校」という。）におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。）に従事する指導員（以下「部活動指導員」という。）について、その職務その他必要な事項を定めることにより、部活動の指導体制の充実を図り、教員の負担を軽減することを目的とする。

(任命等)

第2条 部活動指導員は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が各中学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聴いて任命するものとし、その身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間、月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他、部活動指導に関し、校長及び教育委員会が必要と認める事項

2 部活動指導員は、校長の命令により部活動の顧問を務めることができる。

(任期)

第4条 部活動指導員の任期は、第2条の規定による任命を受けた日が属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(勤務時間等)

第5条 部活動指導員の勤務時間は部活動の活動時間に準ずるものとし、校長が定めるものとする。ただし、週18時間以内とする。

(年次有給休暇)

第6条 部活動指導員に、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に定めるところにより年次有給休暇を与える。

(報酬)

第7条 部活動指導員の報酬の額は、1時間当たり1,600円とする。

(費用弁償)

第8条 部活動指導員が勤務のため交通機関等を利用して出勤等したときは、費用弁償として、その費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第9条 部活動指導員の報酬の支給方法並びに費用弁償の額及びその支給方法は、昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）に定めるところによる。

(服務)

第10条 部活動指導員は、その職務を遂行するに当たっては、法令及びこの要綱に定めるもののほか、校長の命令に従わなければならない。

- 2 部活動指導員は、職務の遂行に当たり適切な練習時間及び休養日を設けなければならない。
- 3 部活動指導員は、生徒、保護者等の信用を損なうような行為をしてはならない。
- 4 部活動指導員は、研修等により、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(解職)

第11条 教育委員会は、部活動指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 生徒の人格を傷つける言動や体罰を行ったとき。

(3) 生徒、保護者等の信用を損なうような行為を行ったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

(災害補償)

第12条 部活動指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は昭島市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。